



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラク便利」 小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

小特集②

「質問権」行使・被害者救済法の整備などをめぐる 統一教会報道

はじめに

前号の小特集「安倍晋三元首相銃撃事件と統一教会報道」では、銃撃事件直後から、世界平和統一家庭連合（旧・世界基督教統一神霊協会。以下、統一教会）に関する報道が、同教団の動きや、政治と同教団との関係、「宗教2世」問題を中心に広がっていく様子を記した。一転して10月以降は、事件以後に明らかとなった諸問題に対し、主に政府による対応が中心に報道された。本稿では2022年10～12月における統一教会に関する報道について、主に報告徴収・質問権（以下、「質問権」）の行使、被害者救済法（以下、救済法）の成立過程に焦点を当てつつ、同教団の動き、宗教2世をめぐる動きも含めて整理する。

1. 統一教会の動き

(1) 政治家への働きかけの判明

統一教会による政治家への働きかけが、報道機関による調査で明らかとなった。10月20日、同教団の友好団体が2021年の衆院選や2022年の参院選の際、自民党の複数の国会議員に「推薦確認書」を提示していたことが判明し、複数の議員が署名していたと『朝日新聞』が報じた。推薦確認書は、選挙で支援する見返りに、教団側が掲げる政策への取り組みを求めたもので、「政策協定」ともいえる内容であったという（朝日10/20）。岸田文雄首相は党としての調査に否定的な考えを一貫して示し続けたが、『朝日新聞』が全国国会議員を対象に推薦確認書に関する調査を行った結果、8人が文書の提示をされたと回答、うち4人が署名をしたと認めた。いずれも自民党議員であった（朝日11/13）。

共同通信社が11月1日～30日にかけて、全国の都道府県議、知事、政令指定都市市長を対象に行ったアンケートでは、「家庭教育支援条例」の制定や、「家庭教育支援法」の制定を促す意見書の可決に関する働きかけを統一教会側から受けていたと回答した議員が、10県で計16人いたことが明らかとなった（毎日12/5）。

(2) 統一教会による会見と批判に対抗する姿勢

統一教会は10月4日に記者会見を行い、同教団と同じような考えを持つ政治家に対する支援は今後も継続していく姿勢を明らかにした。また新たな改革方針として、月収の3割を超える献金があった際には記録を残し、返金要求にも応じる姿勢を明らかにした。一方で12月5日には、同教団が信者に対し「返金を請求しない」とする念書を9月に署名させていたことが明らかとなった（赤旗12/6）。

元信者などからの批判に対抗する姿勢もうかがえた。10月7日には統一教会の元2世信者の小川さゆりさん（仮名）が、日本外国特派員協会で記者会見を開き、被害者の救済や、高額献金を規制する法律の成立などを訴えた。この会見中、同協会が統一教会から会見の中止を求めるFAXが送られてきていたことに気づき、会見途中でFAXが読み上げられる事態となっ

た。また16日には、同教団の勅使河原秀行・教会改革推進本部長が、元信者家族の自宅に同意無く訪れ、「メディアに出ないでほしい」などと要請していたことが明らかとなった(産経10/18)。

27日には、日本テレビやジャーナリストの有田芳生氏、TBSラジオ、弁護士の紀藤正樹氏に対し、損害賠償などを求める訴訟を東京地裁に起こした。この訴訟を含む統一教会がテレビ局などに相次いで起こした訴訟に対し、弁護士グループが11月1日、「言論封じを目的とした典型的なスラップ(どう喝)訴訟だ」と批判する声明を出した(毎日10/28、11/2)。

(3) 信教の自由を掲げての主張

政治と宗教の遮断の傾向に抗する統一教会の信者らの動きがみられた。富山市に住む男性は12月16日、同市議会が同団体との関係を断つと決議したことは、「信教の自由」などを侵害しているとして、同市を相手取り決議の取り消しや慰謝料350万円を求め、富山地裁に提訴した。代理人弁護士によれば、同教団をめぐる同種の決議に対し、取り消しを請求する訴えは全国初とみられる(毎日12/17)。

12月17日には、特定宗教との関係を遮断する内容の決議をしないことや、議員らの信仰を質問しないよう求める陳情書・要望書が、11～12月にかけて少なくとも19府県の28議会に提出されていたことが、共同通信の調査により判明した。一部の地方議会では、同教団との関係を断つ決議が可決されていたことから、信者らが拡大を警戒した可能性が指摘された(日経12/18)。21日には同教団が、信者が書いたとする約2万3千通の手紙を添え、宗教法人法に基づく解散命令請求をしないよう求める嘆願書を国に送った。「宗教の自由を奪わないでほしい」などとする内容であったが、30日には同教団の元会長らが嘆願書を政府に提出するよう信者に要請していたことが明らかとなった(読売12/22ほか)。

(4) 養子縁組をめぐる報道

統一教会は11月16日、1981年以降に745人の養子縁組があったことを明らかにした。あくまで信者同士や地域の繋がりで行っているものであり、「斡旋等は一切行っていない」とした。養子縁組斡旋法や児童福祉法などに違反する可能性があることから、厚生労働省は教団の組織的な養子縁組斡旋の有無などについて調査する方針を表明(産経11/17)。同省は22日、統一教会における養子縁組の事実関係を確認するため、計10項目を尋ねる質問書を東京都と連名で教団側に送付した。

12月5日、教団からの書面による回答では、養子縁組斡旋事業が許可制となった2018年4月以降にも、教団内で31件の養子縁組が行われたことが確認されたという(毎日12/6)。また7日には、同教団が信者を対象に2003年10月に発行した冊子「出産 妊娠・出産と養子縁組」(絶版)の中で、養子縁組を「本部家庭局が仲介」する姿勢が示され、多くの成立を目指すとする記述が発見されたと報じられた。加えて、2014年8月発行の「祝福家庭のための侍義生活ハンドブック」(2017年2月改訂版)や、2015年3月発行の「神の子を迎える喜び 妊娠・出産・育児」(2022年8月改訂版)にも、養子縁組に関する記載があったことが明らかになった(毎日12/7)。同教団が養子縁組を行った信者に「養子縁組申請書」を提出させていたことも取材により判明したが、教団側は事実関係を認める一方、「信者の家族関係を把握するために報告を求めているだけ」として、斡旋行為は否定した(読売12/9)。加藤勝信・厚生労働相は9日の記者会見で、同教団で繰り返されていた養子縁組をめぐる、

教団側に再質問書を送る方針を明らかにし、同日中に発送した。19日に再質問書の回答が同省に届いたが、半分以上の質問に対し回答拒否であったことも報じられた（日経 12/20 ほか）。

2. 「質問権」行使をめぐる動き

(1) 解散命令請求と「質問権」

10月には、統一教会への解散命令請求を求める動きが活発化した。全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下、全国弁連）は11日、宗教法人法に基づく解散命令を裁判所に請求するよう求める申入書を、文部科学相ら宛てに送ったことを明らかにした。同書では、「刑事事件がない限り請求できないとするのは不当だ」などと批判し、教団の不法行為などを認めた民事事件の判決をあげ、「解散の要件を満たしている」と指摘した（朝日 10/12）。17日には、同教団の解散命令請求をするよう国に求め、ジャーナリストや学者らがオンライン署名活動を開始。初日に3万人を超える人が賛同を寄せ、12月9日には約20万5千人分の署名が文化庁へ提出された。

岸田首相は10月17日、宗教法人法に基づく「質問権」の規定を初めて使用し、2022年内に教団側への調査に乗り出すと表明、永岡桂子・文部科学相に指示したことを明らかにした。同法は1996年の改正で、宗教法人に解散命令請求などに該当する疑いがある場合は、所管省庁が法人に対して報告を求めたり、質問したりできると規定されている。これまで「質問権」が行使された例は無かったが、消費者庁が設置した有識者検討会で、「質問権」の運用改善や法改正の検討の必要性などが指摘されていた。政府が設置した合同電話窓口で1,700件以上の相談が寄せられていることなどを理由として調査に踏み切ったとされる。『読売新聞』では「思い切った措置を取らなければ、内閣支持率の下落に歯止めがかからないという危機感」から、調査へ踏み切ったと報道した（読売 10/18）。現に、共同通信が10月8日・9日に実施した世論調査では、岸田内閣の支持率が発足以降、過去最低となる35.0%になった。時事通信が10月7～10日に実施した世論調査では支持率が27.4%となった。

岸田首相は当初は解散命令請求には消極的だった。10月18日の衆院予算委員会で首相は、宗教法人への解散命令請求が認められる法令違反の要件に「民法の不法行為は入らないとの解釈だ」と述べた。ところが翌19日、首相は「改めて政府の考え方を整理した」として、「民法の不法行為も入りうる」と述べ、1日で法解釈を変更した（朝日 10/19）。

こうした政府の対応などに対して、宗教研究者の有志25人は10月24日に声明を発表し、統一教会への解散命令請求を含む「宗務行政の適切な対応」を文化庁などに求めた。28日には島蘭進・東京大学名誉教授と櫻井義秀・北海道大学大学院教授が会見を開き、「宗教法人法にのっとり、透明性と公正さを求めたい」と訴えた（朝日 10/29）。

(2) 「質問権」初行使決定への各方面の反応

全国弁連は10月17日、統一教会への「質問権」の行使に踏み込んだことに対しては「重要な一歩」として評価する一方で、権利行使には時間がかかることから、その間に同教団による被害が拡大することへの懸念を示し、速やかに「質問権」を行使することを求める声明を発表した（毎日 10/18 ほか）。

他方、統一教会は10月20日に会見を開き、勅使河原氏が「質問権」行使について「実際に(調査に)来た時は誠実に対応させていただく」と語った。また岸田首相が、法解釈を変更したことに対しては「民法が一夜にして対象になったのは不思議」としつつも、「国が決めたことには従っていかざるを得ない」と話した(東京10/21)。

与党内で足並みが揃っていない様子を思わせる報道もみられた。公明党の山口那津男代表は18日、「質問権」行使に向けた対応に関し「事前に説明は一切なかった」ことを明らかにした。また宗教法人法の解釈をめぐる岸田首相の見解に関しても、事前連絡が無かったことが報じられた(毎日10/19、10/29)。

中外日報社は、宗教界の連合団体や各教団を対象に、統一教会をめぐる問題に関するアンケートを実施した。11月30日までに5団体・16教団から回答があり、「質問権」行使や解散請求をどう考えるかとの設問に対しては、「賛成」3、「反対」1、「わからない」2、「私たちの教団や団体とは関係ない問題」1、「情報収集中」10、「その他」5(複数回答あり)と静観の姿勢が多かったと報じた(中外日報12/2)。また毎日新聞は66宗教法人に質問票を送付し、「質問権」行使などの諸課題に関するアンケートを実施した。23法人から有効回答があり、「質問権」行使に関しては約7割が「評価する」と答えたという(毎日12/22)。

(3) 1回目・2回目の「質問権」行使

文化庁は10月25日、「質問権」行使に向けた有識者会議の初会合を開いた。メンバーは、宗教団体幹部や法律の専門家ら19人で構成された。同庁は11月8日、「質問権」を行使する際の基準案を有識者会議に提示し、宗教法人法78条の2に記載されている「著しく公共の福祉を害する」の基準と、「疑い」の判断基準を示した。同日に開かれた有識者会議はこれを了承した。『毎日新聞』は「質問権」行使に対し「宗教界も前向き」と見出しを付けて報じた(毎日11/9)。

永岡文部科学相は11月11日、統一教会に対し「質問権」を行使すると表明した。同教団に関して組織的な不法行為が認定された民事判決2件や、民法上の使用者責任を認めた民事判決20件、判決で認められた損害賠償額が約14億円に及ぶことを指摘し、文化庁の有識者会議が決めた権限行使の基準を満たすと説明した。21日の宗教法人審議会の諮問を経て永岡文部科学相は22日に「質問権」を行使し、質問を書面で統一教会側に郵送した。教団による問題行為の「組織性、悪質性、継続性」が認められれば、解散命令を請求する方針を示した。

統一教会は12月8日、「質問権」行使に伴い文化庁が提出を求めた書類を送付。翌9日に文部科学省がダンボール8箱分の回答を受領した。教団広報担当者は書類送付時に「誠実に対応した」とコメントした一方で、10日には統一教会が「質問権」の行使は違法であるとする意見書を文部科学省に提出していたことが報じられた(東京・夕12/10ほか)。

文部科学省は、12月9日に到着した1回目の回答の精査を待たずに「質問権」を行使して調査を続行する方針を表明した。宗教法人審議会に諮問した上で同省は14日、統一教会に対し2度目の「質問権」を行使。教団をめぐる組織的な不法行為や使用者責任を認めた民事裁判の判決に関する事項などに関して報告を求める文書を同日に郵送した。回答締め切りは2023年1月6日。1回目の調査とは異なり、教団の活動の中身に踏み込んだ質問となったが、解散命令請求の可否について、2022年内の判断は見送られた形となった。

3. 被害者救済法の成立をめぐる動き

(1) 消費者契約法の改正、救済法の成立

10月17日、消費者庁が設置した有識者検討会が報告書を公表し、統一教会の法人格を剥奪する解散命令請求も視野に入れた調査や、宗教法人による不当な献金の要求を禁止する法制度の検討、消費者契約法の改正などを求める計5項目の対策を提言した。翌18日に同庁は、靈感商法や高額献金の被害救済などの法整備に向けた専任チームを発足させた。

11月18日、消費者契約法と国民生活センター法を改正する一括法案が閣議決定され、靈感商法による契約を取り消すことができる期間について、被害に気づいてから1年、契約から5年としていた期間を、それぞれ3年、10年に延長した。

上記の法改正と並行して、救済法に関する議論も進められた。10月21日には、自民、公明、立憲民主、日本維新の会の4党が、被害者救済法の整備について議論する与野党協議会の初会合を開いた。政権運営への危機感を背景に、与党が野党第1党に協力を求める意図で与野党協議の場が設置されるのは異例とされる(朝日10/20、10/22)。11月18日、政府は救済法案の概要を与野党に提示。法人が寄付の勧誘をする際の禁止行為を明記し、与党の主張する「事実上の上限規制」を盛り込んだものとなった。また、多額の寄付によって損害を被った子どもや配偶者も、寄付の取り消し権を行使できるようにしたことは、宗教2世の救済に力点を置く内容であると『産経新聞』は報じた(産経11/19)。

11月28日、政府は条文案をまとめ与党に提示し、12月1日に閣議決定を経て国会に救済法案が提出された。翌日には修正の検討が行われ、6日からの審議開始に合わせ、5日には修正案が示された。修正案では、法人・団体が寄付を勧誘する際に、「個人の自由な意思を抑圧しない」などの配慮義務を怠った場合、行政機関が必要な措置を勧告し、従わない場合は法人・団体名を公表できるようにすることが重要な柱となった。

12月8日、救済法案は衆院本会議で賛成多数により可決され、衆院を通過した。そして10日には異例とされる土曜日の審議を経て、参院本会議にて可決、成立した。個人から法人・団体への寄付が規制対象。靈感商法の手法など6類型の行為で相手を「困惑」させることを禁止とし、最長10年間は取り消しを認める規定を設置した。借金などによる寄付要求も禁じた。国からの法人・団体に対する禁止行為の停止勧告・命令に違反した場合には刑事罰を科すことができるようになり、寄付を勧誘する際の3項目の配慮義務なども示された(読売12/11)。

12月16日、正式名称「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が公布され、23日には同法の施行体制として消費者庁に新組織を立ち上げることが決定された。また改正された消費者契約法と国民生活センター法も16日に公布された。いずれの法も、2023年1月5日に施行された。

(2) 救済法案への各方面の反応

共同通信社が統一教会問題を受けた救済法案などに関して、48宗教法人に対し11月に実施したアンケート結果では、回答した24法人のうち、不当勧誘により困惑した状態での寄付は取消可能とする規定に対して「賛成」16、「どちらとも言えない」6、「反対」2という結果だった。

全国弁連は政府が11月18日に出した救済法案の概要に対しても「ほとんど役に立たない」などと批判していたが、法が成立した当日の会見でも「ないよりまし」という程度で「早急な見直しが必要だ」と指摘した(朝日11/22、毎日12/11)。「宗教2世問題ネットワーク」代表も、「こ

れをもって救済の道が開かれたとするのは早計」とし、虐待などへの対応を求めるコメントが報じられた(産経 12/11)。

一方で、小川さゆりさんらが行った12月8日の会見では「短期間で法律を作ってくれたのは奇跡だ」と感謝の言葉が述べられる場面もあった(読売 12/9)。

4. 宗教2世をめぐる動き

(1) 政府の主な対応

宗教2世の実情が明らかになるとともに、宗教2世らの救済のため、主に文部科学省や厚生労働省などは対応に追われた。文部科学省は10月6日付で、統一教会に関連した悩みを抱える児童生徒を支援するための相談体制の充実を求める通知を、都道府県教育委員会などに通知した。また同省は11月10日、親の高額献金など宗教との関わりによる影響で困窮し、学費を支払うことが難しい生徒らの支援に取り組むよう、同委員会に通知した。

厚生労働省も10月6日付で、信仰が理由であっても、児童虐待防止法に定義される暴行行為などは、児童虐待に該当するとの考えを自治体に通知した。また同省は12月27日、宗教を背景とした児童虐待への対応指針を初めて取りまとめ、全国の自治体へ通知した。指針はQ & A形式で、信仰に基づく子どもへの行為が、児童虐待防止法の定める虐待の4区分(身体的・性的・ネグレクト・心理的)のどれに該当するかをわかりやすく示した。

(2) 宗教2世の当事者らに関する報道

調査団体「社会調査支援機構チキラボ」の荻上チキ所長は11月1日、宗教2世を対象に9月9～19日までウェブ上で実施したアンケート結果を公表した。1,158人が回答し、有効回答とした1,131人を分析。9割に近い回答者が家族から儀式などへの参加を求められたと回答し、3割以上が献金要求があったと答えたと明らかにした。また7日には同団体に対し野党のヒアリングが行われた。

宗教2世の当事者らも、積極的に記者会見を実施したり、政治家によるヒアリングに参加したりすることで、当事者らが置かれている実情を訴える姿勢が継続してみられた。12月7日には、統一教会などの信者を親に持つ宗教2世10人に弁護士1人を含めた当事者団体「宗教2世問題ネットワーク」が設立され、代表者らが会見を行った。同団体は会見に先立って6日、消費者庁に対して救済法案の修正などを求める要望書を提出していた。今後、宗教2世をめぐる問題について、国会議員や政府との対話、SNSでの発信といった活動を進めていくとし、26日には成立した救済法について「書面送付制度」の新設を求める要望書も提出した。

おわりに

10～12月における報道は、法整備などの政府の対応に関する内容が多かった。支持率の低下への対応などの側面があったといえども、「質問権」初行使や、消費者契約法の改正、救済法の成立などが実現したことは、一つの「通過点」といえるだろう。

これら全ての発端になったといえる銃撃事件の犯人である山上徹也容疑者については、奈良地検が殺人罪で起訴する方針を固めたことが12月24日に明らかとなった。今後、事件の真相解明の場は法廷に移される。

[文責：道蔦汐里]